

静岡県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、日本平観光施設移動支援実証実験寄附金実施要綱第4条第2項に規定する静岡県に対する寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、告示する。

令和2年7月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

静岡県静岡市葵区追手町8番1号

株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所 事務所長 北崎 聖二

2 委託期間

令和2年8月8日から令和3年3月31日まで